

報 告 書

平成 20 年 1 月 28 日

再生土問題に関する検証委員会

目 次

I 検証に当たって	1
II 検証・検討状況について	3
1 事実経過	3
2 再生土に係る検査結果等に関する科学的評価について	5
3 覆土の行政指導に至るまでの法的検証について	6
4 城陽市山砂利条例及び公社管理運営規程について	8
5 検査・監視体制について	9
6 民間の井戸水の水質検査について	11
7 城陽市の上水道事業について	12
8 市民の不安感を払拭するための方策について	12
III 検証の結果及び提言について	14
1 搬入された再生土に係る対策について	14
2 産業廃棄物を搬入させないための対策について	16
3 地下水への影響に係る市民の不安に対する方策について	19

<参考資料>

1 委員名簿	27
2 委員会開催状況	28

I 検証に当たって

「再生土問題に関する検証委員会」（以下「委員会」という。）は、城陽市東部丘陵地の山砂利採取跡地に再生土が搬入された問題に関し、

- ① 搬入された再生土に係る対策について
- ② 産業廃棄物を搬入させないための対策について
- ③ 地下水への影響に係る市民の不安に対する方策について

について検証・検討し、必要な取組を進めるため、京都府及び城陽市により、平成19年3月2日に設置された。

再生土問題は、住民の多くが不安を持つ極めて重要な環境問題であり、行政がいつたん決めた方針をゼロベースで検証し直すということも異例なことで、当委員会の役割と責任は極めて重大であるとの思いで、検証・検討を行ってきた。

また、あくまで住民の皆さんのお目線に立って住民の立場で、この問題について検証を進める、これがこの委員会の基本的な立場であるという認識で検証を進めてきた。

検証に当たっては、委員会としては、まず、再生土が地下水をはじめとする周辺環境に及ぼす影響について科学的な分析を厳正に行うとともに、その結果を踏まえ、この間の行政の対応等について法的な評価を行い、総合的な観点から検証を行った。

それに加えて、産業廃棄物の搬入の再発防止対策や、住民の間に広がった地下水に対する不安全感等を払拭するための方策について、行政等の対応の検証を行うとともに、有効な対策等について検討を行った。

検証・検討に当たっては、8回にわたる委員会の中で、京都府及び城陽市から当委員会が要求するすべての科学的データや、行政対応に関する資料の提供を得て、その分析・評価を行うとともに、山砂利採取地の現地調査や市民意見ヒアリングも実施した。市民意見ヒアリングでは、心に響くご意見もいただいた。

本件については、住民の理解と安心を得ることが何よりも重要であるので、会議はすべて公開により開催し、会議資料、議事内容を京都府及び城陽市のホームページで公開するなど、住民との情報共有の下で議論を進めてきた。

また、本委員会は、再生土が搬入されたことに対する対応を検証するために設置されたものであるが、委員会でも度々指摘があり、市民意見ヒアリングでも出されたように、この問題の根底には、420haという広大な土地で長年にわたり山砂利採取が行われた跡地におけるこれまでの山砂利採取事業者による埋戻しと管理の実態、並びに城陽市が平成19年5月に「東部丘陵地整備計画」を策定しているものの将来にわたって地下水や環境を保全しつつ、どのような街づくりをしていくのかという具体的なビジョンが見えてこないことに対する住民の不安全感があるものと思われる。

このような不安全感を払拭するためには、京都府、城陽市、財団法人城陽山砂利採取

地整備公社（理事長；橋本昭男城陽市長。京都府、城陽市及び近畿砂利協同組合で構成。以下「公社」という。）、近畿砂利組合、山砂利採取事業者など城陽市の山砂利採取跡地修復に関わるすべての関係者が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに連携、協力して、住民の理解を得る中で、環境への配慮を最優先させた山砂利採取跡地の修復に取り組んでいかなければならないと考える。

関係者は、以下の委員会の検証結果、提言を尊重し、再生土問題の解決に向けた取組を進め、住民が安心し安全に生活できるよう努めることを強く要望する。

II 検証・検討状況について

1 事実経過

昭和30年代から城陽市東部丘陵地において山砂利採取が開始されたところであり、様々な問題が顕在化する中で、昭和54年4月に京都府山砂利対策会議（事務局：京都府。京都府、城陽市、有識者で構成。以下「対策会議」という。）が設置された。そこで、採取地の防災、環境対策、都市開発整備等の検討が行われた。

昭和57年に対策会議で「全体整備計画」を策定し、58年3月に京都府、城陽市、近畿砂利協同組合の3者で山砂利対策連絡協議会（事務局：城陽市。京都府、城陽市、近畿砂利組合で構成。以下「協議会」という。）を設置している。同年12月に協議会で「全体整備計画」に基づくゾーニングを合意、昭和61年7月には、「城陽市における山砂利対策修復整備基本計画」を合意している。

その後、平成元年3月に、京都府、城陽市、近畿砂利協働組合の出資し、各団体から役員として理事が就任し、公社が設立されている。平成6年9月に城陽市が「城陽市東部丘陵地利用基本計画」を、平成9年6月には「城陽市東部丘陵地利用計画」を公表しており、その後平成14年3月に城陽市が「城陽市砂利採取及び土砂の採取又は土地の埋め立てに関する条例」を制定している。

いわゆる山砂利採取地は、約420haと城陽市の面積の約1/8を占めており、この地域で、現在、13事業者が砂利採取、洗浄・選別、埋め戻し等の事業を行っている。

山砂利採取地の修復整備については、公社を主体に修復整備が行われている。公社においては、寄付行為で、①土砂の搬入及び採取地の埋め戻し、整地に関する事業、②調整池等の防災施設の整備に関する事業、③採取地内及び周辺地域における道路の整備に関する事業、④緑化に関する事業、⑤防災施設等の管理に関する事業を行っている。これまでの事業の進捗率は、平成9年6月策定の「城陽市東部丘陵地利用計画」における必要土量に対し約35%となっている。

このような中で、平成17年6月に、京田辺市茂ヶ谷に再生土と称する建設汚泥処理物（注）が不法投棄された事案に関連した訴訟において、城陽市東部丘陵地の山砂利採取跡地に、平成16年3月から平成17年5月にかけて、再生土と称する建設汚泥処理物が10トンダンプ約16,300台分搬入されていたことが判明した。

京都府は、山砂利採取事業者が当該再生土を通常の残土処分費相当額を受領し、受け入れており、搬入されたことが判明した時点での土質検査（平成17年10～11月実施）では総じて泥状を呈しておらず、搬入時点での再生土の性状は確認できていないものの、搬入時の性状が確認され汚泥の不法投棄として告発している京田辺市の事案と同時期（平成16年3月～6月）に搬入された約3,000台分については、産

業廃棄物であると判断し、平成18年5月19日、搬入を委託した業者を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく委託基準違反で城陽警察署に告発した。

この告発については、城陽警察署から京都地方検察庁に事件送付されており、平成19年5月11日、不起訴（起訴猶予）処分となっている。

また京都府は、再生土の土壤検査（平成17年11月実施）の結果、有害物質は基準以下であったことなどから、廃棄物処理法に基づく措置命令は発出できないと判断したが、再生土の土壤検査結果が、高アルカリであったため、念のため、覆土の措置を行うことによって、地下浸透を防止できるという専門家の意見を踏まえ、平成18年5月19日、16,300台分すべてについて、安全対策として覆土の指導を行うことを表明した。

しかしながら、現在の性状・形状は別にして、結果としては産業廃棄物とされたものが残置されること、山砂利採取跡地内の一井戸水から有害物質が環境基準を超えて検出されていること等による不安感などから、城陽市民等から撤去を求める声があがり、平成18年6月20日には城陽市議会において、関係者に再生土の撤去を求める決議が全会一致で採択された。

城陽市は、独自に土壤検査を実施し、その結果有害物質は基準以下であったことなどから、平成19年1月15日、覆土の措置が妥当であると京都府に回答した。京都府は、これを受け、城陽市の立会の下に現地指導を行い、再生土を受け入れた山砂利採取事業者に覆土を施工させることとしていた。

しかしながら京都府は、覆土を行わせることについて、さらに府民の十分な理解を得る必要があると判断して、平成19年2月9日、覆土の施工をいったん凍結して、府民との情報共有の下、これまでの対応等を改めて検証し、必要な取組を進めるため、各分野の専門家及び行政からなる委員会の設置を城陽市に提案し、京都府、城陽市により、平成19年3月2日、本委員会が設置されたところである。（主要経過…別紙1（21ページ））

（注） 地下鉄工事や下水道工事等の掘削工事に伴って排出されるもののうち、含水率が高く粒子が微細な泥状のものは産業廃棄物（建設汚泥）として取り扱われているが、「再生土」とは、日本興産株（枚方市にある産業廃棄物の中間処理業者（当時））が、建設汚泥に固化等の中間処理を加え（建設汚泥処理物）、建設資材として販売していた物の商品名。

なお、中間処理が不十分で、商品として売却できない性状の物が京田辺市茂ヶ谷に不法投棄されたとして、現在、刑事事件として、裁判所において係争中。一審は有罪判決。

2 再生土に係る検査結果等に関する科学的評価について

再生土と称される搬入土壤の科学的評価は、法的検証を行うに当たっても、その前提として最も重要な点であり、この評価については、特に慎重、厳正に分析、検証を行った。

具体的には、京都府、城陽市が実施した再生土中の有害物質の検査、調整池の水質検査、再生土の土質検査及び公社が実施している地下水調査の方法、結果について、各専門家の委員による個別的な実証、評価を含め、科学的見地から慎重に検証を行った。

検証を行った項目、検証結果は概ね次のとおりである。

① 土壌、水質の検査方法（別紙2(23ページ)）

京都府、城陽市及び公社の実施した検査は、土壤環境基準、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令、JISに定められた方法により実施されており妥当である。

② 土壌の検査結果（別紙2(23ページ)）

搬入された再生土について京都府（平成17年11月実施）、城陽市（平成17年6月～18年11月実施）の行った合計38検体の検査については、pHは9.7～12.0と高アルカリを示しているものの、有害物質はすべて土壤環境基準、金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準以下である。

③ 調整池の水質検査結果（別紙2(23ページ)）

再生土が搬入された山砂利採取地内の場所の直近の調整池の水質について、城陽市が行った（平成18年9月実施）5検体の検査結果では、すべてについて有害物質は水質環境基準以下であり、pHは、6.7～7.7とほぼ中性である。

また、京都府が行った検査（平成18年8月から実施）も同様の結果であり、調整池の水質への再生土のpHの影響は認められない。

④ 山砂利採取地内の地下水調査結果（別紙3(24ページ)）

公社は平成15年度以降、山砂利採取地内の9か所の井戸水のモニタリングを行っており、2か所でヒ素が、1か所で水銀が地下水環境基準を超えて検出されている。（なお、ヒ素の1ヶ所については平成19年4月から基準値以下になっており、水銀についても平成19年8月から基準値以下になっているが、継続的に調査中。）この原因については、公社が設置する土壤・地下水の保全に係る審議会（以下「審議会」という。）において調査、検討が進められており、再生土の搬入との因果関係はないとしている。本委員会としても、審議会の意見は妥当であり、山砂利採取地において一部井戸から水銀、ヒ素が検出されていることと、再生土

の搬入との直接の因果関係はないと考える。

⑤ 土質の検査結果

再生土の土質（平成17年11月実施）は、かなり強度が上がっており（コーン指數434～2,590kN/m³（汚泥の判断基準：おおむね200kN/m³以下）、一軸圧縮強度49～157kN/m³（汚泥の判断基準：おおむね50kN/m³以下。なお、一軸圧縮強度49kN/m³の検体のコーン指數は434kN/m³であった。））であり、地盤工学的には特に問題はない。

⑥ 現地調査の結果と緊急提言

山砂利採取地の現地調査（4月25日実施）の結果、再生土が搬入された6か所のうち5か所については、一定の厚さの土で覆われており、再生土の下にはシルト層がある。ただし、残り1か所については、再生土の上を覆っている土の厚みが薄い部分が一部みられた。

再生土は高アルカリを示しており、再生土中を浸透した雨水が高アルカリとなり、自然由来の土壤中のヒ素が溶出しやすくなる可能性も否定はできないが、

- i 覆土することにより、雨水の再生土への浸透は少なくなること。
- ii 再生土は現地において固化しており、雨水の浸透は少ないとこと。
- iii 再生土は築堤等に用いられており、雨水は、再生土に浸透するよりも堰堤側面に流下する可能性が大きいこと。
- iv 再生土の底部にシルト層があり、雨水の地下水への浸透は極めて少ないとこと。
- v 土壤、地下水にはアルカリ緩衝能があること。

から、再生土の地下水や周辺環境への影響は防止できると考えられる。

なお、再生土の上を覆っている残土の厚みが薄い1か所については、直ちに問題はないが、念のため、暫定的な雨水浸透防止対策（ビニールシート掛け、覆土等）を実施する必要があると判断し、検証委員会として梅雨期前に対応を講じるよう京都府及び城陽市に対し緊急提言を行った。これを受け、京都府及び城陽市は、事業者に指導を行い、ビニールシート掛けを実施させた。

以上のとおり、再生土の上に覆土することにより、再生土が地下水や周辺環境に影響を及ぼすことはないと考えられる。

3 覆土の行政指導に至るまでの法的検証について（別紙4（25ページ））

- (1) 京都府は、搬入された10トンダンプ約16,300台分の再生土のうち約3,000台分を産業廃棄物と判断したものの、廃棄物処理法に基づく措置命令は発出できない

とし、行政指導により、山砂利採取業者に覆土を行わせることとしたところであるが、その経緯は次のとおりである。

- i 京都府は、廃棄物処理法に基づく関係者に対する報告徴収、立入検査で判明した、物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思に基づき総合的に判断し、環境省に疑義照会を行い、京都府の判断でよいとの回答を得た上で、山砂利採取跡地に搬入された再生土（搬入量約16万トン、10トンダンプ約16,300台分）のうち、搬入時の性状を確認している京田辺市の事案と同時期（平成16年3月～6月）に搬入された10トンダンプ約3,000台分の再生土について、産業廃棄物と判断した。
- ii 京都府は、搬入された再生土から土壤環境基準を超える有害物質が検出されなかったこと、搬入され既に堰堤等に施工されていた再生土は、崩落のおそれもないこと、山砂利採取地内にあることから周辺に住居もないことから、生活環境保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとは認められないとして、廃棄物処理法に基づく措置命令は発出できないと判断した。
- iii 京都府は、措置命令が発出できないと判断する中で、環境工学、土壤学、土木工学の専門家の「直ちに問題はないが、念のため、覆土の措置を行うことによって、アルカリの地下浸透を防止できる」との意見を踏まえ、高アルカリに対する安全対策として、約16,300台分の再生土すべてについて、覆土の行政指導を行った。
- iv 京都府は、廃棄物処理法に基づく委託基準違反で搬入業者を城陽警察署に告発（平成18年5月19日）し、城陽警察署から京都地方検察庁に事件送付された。同事件は、平成19年5月11日、不起訴（起訴猶予）処分となった。

(2) これに対して、市民及び市民団体からは、再生土の全量又は京都府が産業廃棄物と判断した10トンダンプ約3,000台分について、撤去するよう要望が出されており、また、城陽市議会は平成18年6月20日に関係機関に再生土の撤去を求める決議を採択している。そこで、委員会は、第5回委員会において、関係市民団体や城陽市議会に出席を求めヒアリングを実施した。

ヒアリングでは、事前に申し出のあった4名と、当日の傍聴者の中から希望があった3名の全員から意見を聴取した。

ヒアリングにおいて表明された意見は、いずれも住民としての不安を訴え再生土の撤去を求めるものであり、心情的には十分理解できるものであったが、撤去の具体策を提示するものではなかった。全員一致で撤去を決議した城陽市議会からは正式の出席者ではなく、決議に到った経緯や撤去を求める法的な根拠や具体的な

方策等についての説明を聞くことはできなかった。

(3) 産業廃棄物である再生土が持ち込まれたことは、廃棄物処理法上、違法であるから、これを撤去して元の状態に戻してほしいという住民の意見は十分理解できるところである。

しかしながら、上記のような状況下で行政が、どのような対応がとれるかについては、法律の規定に従うこととなるのであって、法律の根拠なしに何でもできるというわけではない。持ち込んだ業者に対し撤去を求める方法として廃棄物処理法に基づく措置命令（法第19条の5）が考えられるがこれは、「生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき」に発出できるとされており、この場合の「おそれ」とは、漠然とした不安感ではなく、現実的な可能性をいうものと解される。

前述のように、搬入された再生土から土壤環境基準を超える有害物質が検出されなかったこと、再生土は堰堤等に施工されているが、崩落のおそれではなく、また周辺に住居もないことから、廃棄物処理法に基づく措置命令の発出要件である、生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれがあるとは認められないとして、措置命令は発出できないとした京都府の判断に違法ではなく、妥当であると解される。

また、京都府が行った覆土の指導は、廃棄物処理法に定める措置ではなく、単なる行政指導であるが、前述の状況から見て、再生土の科学的評価を基に行われた妥当な行政指導であると考えられる。

なお、行政指導により撤去を求めるべきだという意見があるが、行政指導にも比例原則に基づく合理的根拠が必要であるところ、約16,300台分の撤去費用に約30億円かかるという試算もあることから、生活環境保全上支障のないものを撤去させることについては、合理的な根拠を欠く行政指導だとして批判されるおそれもある。

4 城陽市山砂利条例及び公社管理運営規程について（別紙5（26ページ））

城陽市の山砂利採取地の埋戻しについては、「城陽市砂利採取及び土砂等の採取又は土地の埋め立て等に関する条例」（以下「条例」という。）及び「財団法人城陽山砂利採取地整備公社埋立処分地管理運営規程」（以下「規程」という。）により手続き等が定められており、これらについて、条例、規程について城陽市から聴取し、検証を行った。

条例では、JR奈良線以東の地域を対象に、面積500m²以上かつ土量500m³以上の土砂等による土地の埋立を許可制とし、搬入する土砂等の事前分析を行わせるとともに、報告徴収、立入検査、改善命令、中止命令、原状回復命令等の規定を設けて

いる。

ただし、公共性のある事業で、市長と協議が整ったものは適用除外としており、公社の実施する埋戻し事業については、毎年、公社が城陽市、京都府及び近畿砂利協同組合と協議を行い事業計画を定め、市長と条例の規定に基づく協議を行った後、当該事業計画に基づき実施しており、条例は適用していない。(平成18年度からは、民間残土についても公社による埋め戻し事業対象となっており、公社の規程が適用されている。)

また、砂利採取に伴い必要となる埋戻しについては、砂利採取法に基づく砂利採取計画の審査対象となっており、条例では許可制となっている。

砂利採取計画の審査は、砂利採取法上は、災害防止の観点から行われることとされている。また、本件のように、事業者が堰堤、搬入路、法面等の補修を行う行為については、砂利採取法第17条に規定する採取計画に定めるべき事項に該当しないので、審査対象外とされている。なお、京都府、城陽市、公社の三者の枠組みの中で、実際の現場において、堰堤、搬入路等の補修の指導を行うことはある。

城陽市は、再生土は「資材」という名目で搬入され、埋立土砂等を対象とする条例の対象外であるとして条例を解釈、運用していることから、山砂利採取地域における「資材」を用いた全ての行為を届出制とする条例改正を検討することにより、今後の防止対策の強化を図ることとしている。

ただ、これに対しては、再生土が搬入された案件の中で、山砂利採取事業者の土砂の搬入について、条例に基づく城陽市の許可の手続きを経ていた案件があったことや、そもそも土砂も埋戻しの「資材」であるので、「資材」についても現行条例で対応することは十分可能ではないかとの委員の意見も出されたところである。

また、平成17年度までは、公社は公共工事から発生する建設発生土（公共残土）による埋戻しを行い、山砂利採取事業者は砂利採取に付随した急崖地の復旧等を民間事業から発生する建設発生土（民間残土）により行っていたが、平成18年度から、民間残土についても一元的に公社が取扱い、フォロー検査などを規定している公社規程を適用しており、条例の適用対象とはなっていない。

5 検査・監視体制について（別紙5(26ページ)）

搬入される土砂等については、安全性を確認するために、条例、規程に基づく事前の分析検査や、搬入時の目視検査を行っているほか、関係機関による合同パトロールなどを行っているが、その実施状況について報告を受けた。

- (I) 分析検査については、城陽市が条例に基づき、土地の埋立てに当たっての許可申請の際に、有害物質の分析を行わせている。

- (2) また、公社は、規程に基づき、搬入される土砂について、次のとおり有害物質の検査を行い、土壤環境基準を超えた場合には、搬入中止等の措置をとっている。
- i 受入契約前に、土砂の発生する工事現場で土砂を採取して実施する事前分析検査
 - ii 搬入が1年以上継続する場合に、搬入開始から1年後に土砂の発生する工事現場で土砂を採取し実施する中間検査
 - iii 毎月1回、埋戻し現場で搬入された土砂を採取し実施する定期検査
 - iv 事前検査の結果が土壤環境基準に近い場合等に、搬入車両から直接採取し実施する抜き取り検査
- (3) 土砂の搬入に当たっては、公社は次のとおり手続き等を定めている。
- i 事前分析検査で土壤環境基準に適合したものについて、公社と土砂の発生する工事の請負者および近畿砂利協同組合の間で受入契約を締結（平成18年度契約件数：751件）
 - ii 公社は、送付伝票を販売し、搬入車両の前面に掲示するステッカーを貸与
 - iii 公社は、埋戻し実施事業所の搬入経路の入口に設置した監視所で送付伝票を受領、ステッカーを確認するとともに、搬入土砂の目視検査を実施
ただし、契約者以外の車両は検査を受ける体制とはなっていないこと、また、監視所以外の経路から進入することが可能なところがある。
- (4) 監視については、京都府、城陽市、公社がそれぞれ協調しつつ、次のとおりパトロール等を行っている。
- i 京都府では、砂利採取法、砂防法、森林法に基づき、城陽市とも協調して、定期パトロールを偶数月に実施しているほか、随時立入検査を実施している。
 - ii 山砂利対策連絡協議会（事務局：城陽市。京都府、城陽市及び近畿砂利協同組合で構成）で年2回の合同パトロールを実施しているほか、市独自で毎日の事業所周辺の常時巡回を実施している。
 - iii 公社では、搬入時の目視検査や事業所周辺の夜間のパトロールを実施している。
- (5) さらに、公社では平成19年度から、次のとおり検査・監視体制の強化を図っている。
- ・ 搬入土砂の抜取検査、定期検査の検査項目を、9項目から26項目に増加
 - ・ 搬入時の目視検査の位置を、荷台が見下ろせる高さに改善
 - ・ 埋戻し場所での目視検査を実施（平成19年10月から実施。ただし、巡視員は4名で、埋戻し実施事業所を巡回して確認しているが、常時すべての埋戻し場

所を監視する体制とはなっていない。)

- ・ 夜間パトロールの時間帯を延長（午後8時から午前3時の間の任意の2時間 →午後6時から午前3時の間の任意の2時間）するとともに、隔日実施から毎日実施に強化

しかしながら、年間15万台を超えるダンプが入ってきているのが現状であり、市民意見ヒアリングでは、「実際に再生土、産業廃棄物が持ち込まれており、監視体制が生ぬるい、もっと厳しく対応すべきである。」という意見も多く出された。

現実に、本委員会で検査・監視体制について検証を行っている最中の平成19年8～9月に、埋戻し用に搬入した残土を洗浄し建設用資材として転売したり、10月には産業廃棄物が公社の送付伝票を使用したと推定される状況で、監視所の前を通過し、事業所の従業員が共謀して、不法投棄されるという事件が起きたことは、誠に遺憾であり、公社の管理体制に不十分な面があるということが明らかとなった。また、公社において事件後直ちにこの問題に関して理事会を開催し対策を協議していないこと、契約書に基づく産業廃棄物の搬出指示や契約解除等の対応が速やかに行われていないことなど、公社自身が緊張感を持って主体的に対策を検討する必要がある。

事件については、平成19年12月26日に起訴され、公判が予定されているが、いずれにしても公社の管理体制が不十分であったことは事実であり、早急に対応策を検討し、実行することが求められる。

6 民間の井戸水の水質検査について（別紙3(24ページ)）

城陽市が行った民間の井戸水の水質検査の結果について、城陽市から報告を受け、その検証・検討を行った。

城陽市では、平成19年4月から5月にかけて、山砂利採取地周辺の青谷地区において、希望者を対象に井戸水の検査を実施したが、140か所中1か所の井戸で水銀が地下水環境基準を超えて検出されている。その後、8月から9月に対象を城陽市全域に拡大し、新たに121か所の井戸で検査を実施し、1か所の井戸で環境基準を超える水銀が検出されている。

この2か所の井戸から水銀が検出された原因は不明であるが、

- 総水銀は、水に溶けにくいこと。
- 総水銀の測定値が各井戸で大きく異なること。
- 他の259か所の井戸からは検出されていないこと。
- さらに、山砂利採取地周辺の1か所については、平成3年にも検出されていること。

から、同一の原因とは考えにくく、汚染の広がりはなく局所的で、個別の原因によるものと考えられ、今回民間の井戸で水銀が検出されたことと再生土が搬入されたことについては直接の因果関係はないと考えられる。

7 城陽市の上水道事業について

城陽市の上水道事業の安全性等について、城陽市から報告を受け、その検証・検討を行った。

水道法では、浄水について50項目の水質検査が義務づけされており、11項目については毎月、その他39項目については原則として3か月に1回検査することとされているが、過去の検査結果等により、検査項目を省略したり、3年に1回に検査回数を減らすことができるようになっている。

城陽市においては、検査項目を省略することなく、11項目については毎月、20項目については3か月に1回、19項目については年1回の検査を実施している。また、水道法では義務づけのない原水についても、23項目については毎月、14項目については年1回の検査を実施しており、いずれも水道水質基準を満足している。

これらの結果から、水道水の安全性に問題ないと判断される。

8 地下水に係る市民の不安感を払拭するための方策について

再生土の搬入やヒ素、水銀の検出などから、地下水や上水道に対する市民の不安感を払拭するために、城陽市、公社が実施している措置の検証・検討を行った。

城陽市は、民間の井戸水の水質検査結果について、専門家のコメントとともに、「市政だより」や広報「じょうよう」に掲載し情報提供している。

上水道の原水を含む水質検査結果については、広報「城陽みずだより」や広報「じょうよう」に掲載するとともに、城陽市のホームページで広報している。

また、城陽市では、毎年民間井戸の水質調査を実施しており、平成18年度からは市内14箇所で拡大実施するとともに、平成18年度から3年計画で、市内の地下水水流の状況を把握するための調査を実施している。

このように、城陽市では、水源の約80%を地下水に依存している水道水の安全性について、一定の広報活動は行っているが、十分に住民の理解を得るものとはなっておらず、更なる広報活動の工夫と努力が必要との委員の意見があった。

さらに、委員会の議論の中では、城陽市の東部丘陵地がその姿を変えるほど、山砂利採取が長期間にわたり行われていることが、将来にわたる不安感につながっていると考えられるとの意見があった。住民の不安感を払拭するためには、防災面だけでなく、地下水、環境の保全を含む総合的で具体的な地域計画を住民にわかりや

すぐ示すことが必要である。

III 検証の結果及び提言について

1 搬入された再生土に係る検証について

委員会は、京都府が、城陽市山砂利採取跡地に搬入された再生土16,300台分について山砂利採取事業者に対し行っている覆土指導の措置が妥当なものであるか、それとも、その撤去の措置をとるべきかについて、科学的分析及び法的評価などに基づき総合的に検証を進めてきた。

その結果、本件においては、京都府の行っている覆土についての行政指導の措置は妥当であり、他方、撤去について措置命令を発出することや、その実行がない場合に代執行を行うこと、又は、自らの費用負担において撤去を実施することは、いずれも妥当ではなく、違法になるおそれもあると考える。その理由は次のとおりである。

i 再生土が産業廃棄物であるという明確な証拠はないこと

城陽市山砂利採取跡地に搬入された再生土約16万トン（10トンダンプ約16,300台分）のうち、搬入時の性状を確認している京田辺市の事案と同時期（平成16年3月～6月）に搬入された10トンダンプ約3,000台分の再生土について、京都府はこれを産業廃棄物と判断して検察庁に告発した。

しかし、城陽市山砂利採取跡地に搬入された再生土そのものが汚泥であったことは現認されておらず、これが産業廃棄物であったことを明確に認定する証拠はない。この再生土と同じ時期に京田辺市に持ち込まれた再生土が京田辺市の刑事第一審判決により汚泥と認定されたことからすれば、汚泥であったのではないかとの疑いは強いが、京都府の告発について検察庁は不起訴としたこと（証拠があれば起訴したはずである）、京田辺市の刑事事件においては持ち込んだ再生土が汚泥であったことを争い無罪を主張して控訴していることをも勘案すると、本件の再生土が汚泥であり、したがって産業廃棄物であったことを前提に法的強制手段をとることはできないものと言わざるを得ない。

ii 再生土中の有害物質はすべて基準以下であり、すでに固形化していること

水質等の検査の結果からは、再生土中の有害物質はすべて基準以下である。また、再生土は堰堤等に施工され既に固形化しており、地盤工学上も崩落等のおそれはない。

なお、山砂利採取地内の地下水から一部環境基準を超える有害物質が検出されている問題及び城陽市が実施した周辺地区において水銀が検出されたことについては、公社の審議会及び城陽市において原因究明が行われているが、再生土の搬入との直接の因果関係はないと考えられる。

iii 撤去の措置命令は発出できること

仮に本件再生土が汚泥であり産業廃棄物に当るとしても、iiの点に加え、再生土は山砂利採取地地内にあり周辺に住居もないため、これにより生活環境の保全上支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとはいえないため、廃棄物処理法第19条の5に基づき撤去を命じる措置命令は発出できないと判断される。

iv 撤去には莫大な費用がかかること

京都府が産業廃棄物と判断し告発を行った10トンダンプ約3,000台分を撤去すべきとの意見があり、また、当該約3,000台分の再生土と他の約13,300台分の再生土については、現時点では同様に固化しておりその性状に変わりがないことから、約3,000台分だけを分離して扱うことは合理性に欠けるとして、搬入されたすべての再生土約16,300台分を撤去せよとの意見もあるが、その場合には撤去費用は約30億円かかるという試算がある。

のことと上記iないしiiiの事情を合わせ勘案すると、行政指導により事業者に撤去するよう要請すること自体が違法であると判断されるおそれすらある。

さらに、撤去の費用を税金で負担することになれば、住民監査請求や住民訴訟により、違法な公金の支出としてこれを実施した行政の責任が追及されるおそれもある。

なお、10トンダンプ約3,000台分を撤去するとしても、10トンダンプ約6,000台が土砂の入れ替えのために往復することになる。これによる地球環境への影響も無視しえないものであり、とりわけ沿道の住民への負荷を考えると、沿道住民等からの納得が得られるだけの必要性が立証されなければならないと思われるが、本件では、その立証は困難である。

v 覆土の措置は妥当であること

再生土の上に覆土を行うことにより、再生土が地盤工学的にぬかるむことを防止し、また、雨水の再生土への浸透が少なくなるから、覆土の措置は妥当である。また、再生土の底部にはシルト層があり地下水への浸透は極めて少ないと、さらには土壌、地下水にはもともとアルカリ緩衝能があることなどから、再生土が地下水や周辺環境に影響を及ぼすことはほとんどないと考えられる。

市民、市民団体のみならず、城陽市議会までもが撤去を求めて意見を表明していることにかんがみ、委員会は、すでに行われた行政の決定にとらわれず白紙の立場から、撤去の可否ないし妥当性を検証してきたが、撤去の実施や、実施させる根拠を見出すことは困難であった。したがって、市民の不安を解消し、再びこのような事件が発生することのないような方策が講じられるべきであるが、撤去の措置を採

ることはできないものと考える。

なお、街づくりや水源保全等の観点、あるいは地域住民の福祉の増進を図るという観点から、必要な範囲に限定して撤去を含む行政指導を行い、事業者の同意が得られれば、これを行うことが可能であることを付言する。

2 産業廃棄物を搬入させないための対策について

検査・監視体制については、再生土問題を契機に一定の強化が図られているが、平成19年11月に不法投棄事件が起きたことで明らかのように、不十分であると言わざるを得ない。

住民の信頼を回復するためには、今後同じような事件を起こさないことが何よりも重要である。当委員会においては、産業廃棄物等の搬入再発防止のために、城陽市長が既に平成19年12月の市議会の場で表明されているように、これまでの建設発生土のみならず、山砂利採取跡地への全ての搬入物を監視できるよう搬入システムの抜本的見直しも含め、再発防止策を講じなければならないと考える。

今後、山砂利採取事業者、近畿砂利協同組合、公社、城陽市、京都府等が対策検討会議を設け、現地・現場を踏まえた対応策を早急に打ち出し、確実に実行することが重要である。

それぞれがその責務と役割を確実に果たしながら、さらに連携して対処することが重要であると考える。

① 山砂利採取事業者が取るべき方策について

委員会において、山砂利採取事業者は現に再生土の受入という不正行為により利益を得ているので還元させるべきであるなど、山砂利採取事業者の責任を問う意見が委員や市民から出されたが、山砂利採取事業者は、真摯にこれらの声を聞き、事業者としての倫理観を持ち、その責任と役割を自覚しなければならない。

今後、山砂利採取事業者自ら、近畿砂利協同組合を中心として、環境保全対策、防災対策に積極的に取り組むとともに、京都府、城陽市及び公社の取組に協力する必要がある。

さらに、平成19年11月16日には、埋戻し用に搬入した残土を水洗し、建設用資材として転売していたことが判明し、さらに11月20日には、産業廃棄物の不法投棄でアルバイト従業員が逮捕され、12月18日には、山砂利採取事業所自身が書類送致されるという事件が相次いで起きており、本委員会としては、山砂利採取事業者に対し、特に次の点について、改善を強く求める。

- ・ 法令順守の徹底
- ・ 従業員教育の徹底

- ・ 場内管理の徹底

また、こうした事項について、実施計画を作成の上、公社に提出するなど、実効ある取組を望む。

② (財)城陽山砂利採取地整備公社が講すべき方策について

公社においては、城陽市東部丘陵地区における埋立による山砂利採取地の修復という設立の趣旨に基づき適切な事業推進に努めるととともに、埋立事業を適正・的確に進めるため検査・監視に万全を期す必要がある。そのためには、まず公社を中心とした指導徹底のための体制強化を図り、近畿砂利協同組合、山砂利採取事業者等とも緊張関係を持った監視体制を次のとおり構築することが何よりも重要である。

当委員会としては、次のとおり提案するが、より現場に則した対策がとられることを期待する。

併せて、公社自らの意思決定により様々な対応策を講じるなど、公社のガバナンスを強化することも必要であると考えられる。

ア 監視体制について

- ・ 監視所を設置した出入口以外に外部から埋戻し場所へ進入できないようにすること。
- ・ 休日や受入時間外に埋戻し場所に進入できないよう措置すること。
- ・ 規程第10条第1項の規定のとおり、埋戻し場所周辺に外柵を設けるなど、埋戻し場所の範囲を明示すること。
- ・ 一か所に搬入土砂を集め、そこで一端荷下ろし作業を行い検査を行う、あるいはすべての荷下ろし現場に監視員を配置するなど、搬入物の内容を確実に検査できるよう措置を講じること。
- ・ 規程第10条第2項の規定のとおり、産業廃棄物の混入を認めた場合等は搬入を拒むよう、監視員に徹底させること。

イ 送付伝票について

- ・ 産業廃棄物のマニフェストを参考に、公共残土、民間残土を問わず全ての受け入れ土砂について、土砂を排出する建設工事業者（元請け業者）、公社の事前検査員、運搬業者、公社の監視所監視員、受入事業者等を特定、確認できるシステムを確立すること。
- ・ 送付伝票の横流し等不正使用を根絶するために、送付伝票の発行と契約者からの実際の受入れに齟齬がないシステムを確立すること。

ウ 管理体制について

- ・ 埋戻しを行う山砂利採取事業者に、残土の受入れ状況を記録した帳簿の備え付けを義務付け、報告徴収、立入検査が行えるよう、規程の改正も検討すること。
- ・ 産業廃棄物が搬入されたときの搬出指示や契約解除など、契約書に基づく確実な措置を講ずるなど事務の適正な執行を図ること。

③ 城陽市が講すべき方策について

城陽市においては、市の面積の約1／8を占める山砂利採取跡地の埋戻し・修復整備が、街づくりや水源保全等にとって極めて大きな課題であることを十分認識し、適正な埋戻し、修復整備が行われるよう、京都府と連携して公社を指導するとともに、公社まかせにすることなく、自ら主体的に監視の取組を進めていく必要がある。

また、城陽市では条例改正を検討しているが、まずは、現行条例について、条文と城陽市の解釈・運用に差が生じているとの委員からの意見もあるので、厳格な解釈・運用を行うとともに、本件のような事案が二度と起こらないようにするため、住民の視点に立った実効性のある条例改正が必要である。

④ 京都府が講すべき方策について

京都府においては、東部丘陵地の姿が変貌する原因となった山砂利採取事業者による砂利採取や森林開発を所管する行政庁として、広域振興局、土木事務所、保健所等関係機関が監視を行っているが、法に基づく罰則規定の厳格な適用など、城陽市と連携して一層的確に対応する必要がある。

また、公社がその設立趣旨に基づき適切に事業推進を図るよう、公社の業務の監督・指導を行う必要がある。

併せて、住民の安心・安全を一層確保するために、土砂等による埋立についての規制について、条例化も含め検討すべきである。

なお、今回の問題の背景には、城陽市東部丘陵地が、近畿では貴重な天然砂の採取地であり、また建設発生土の処分地でもあることがあげられる。このため、建設発生土の抑制や広域的な処理のあり方について検討する必要があり、それに向け、地元事業者や地元自治体のみならず、国土交通省を始めとする関係行政機関、関係業界による効果的な対策が必要であると考えられる。

3 地下水への影響に係る市民の不安に対する方策について

山砂利採取地において、2か所でヒ素が、1か所で水銀が地下水環境基準を超えて検出されていること及び城陽市内の民間の2か所の井戸から水銀が検出されたことと再生土が搬入された影響については、直接の因果関係はないと考えられるが、住民の不安を解消するためには、その原因の早急な解明に努めることが必要である。

また、地下水を水源とする水道水については、より適切な情報公開、広報を行うとともに、城陽市において積極的な地下水涵養源の環境保全を図る必要がある。

① 地下水のモニタリング継続調査と原因究明

山砂利採取地内で有害物質が検出されている問題については、早急に、公社の審議会において原因究明を行うとともに、将来にわたり安全性を確認するため、定期的なモニタリングを行う必要がある。

また、城陽市が実施した地下水検査において水銀が検出している問題については、城陽市において原因究明に取り組むとともに、定期的なモニタリングを行う必要がある。

② 水質検査結果の情報公開とわかりやすい広報

住民の不安感を払拭するためには、計画的なモニタリングを行い科学的データをきちんと示すことが必要であり、情報公開を徹底して行うとともに、科学的に安全であればその意味もわかりやすく広報することが必要である。

城陽市においては、これまでから民間の井戸水の水質検査や上水道の原水を含む水質調査結果などを公表しているが、今後行われる各種調査の結果等についても、京都府と協力して積極的に情報公開するとともに、その科学的な意味などについても市民に分かりやすく広報することが望まれる。

③ 城陽市による積極的な地下水、地下水涵養源の環境保全

城陽市においては、山砂利採取地における埋戻しの現状、地下水の状況及び城陽市の取組状況等について、市民の十分な理解が得られるよう、情報提供・広報活動を、まず充実する必要がある。

水道水の安全を確保するためには、城陽市において水源をどう保全するのかという方針、計画を持った上で、主体的に埋戻し事業に関わっていく必要がある。

城陽市では、地下水の採取について規制等を行うため、「地下水採取の適正化に関する条例」を制定しているが、地下水並びに地下水涵養源の環境保全の観点から、条例の改正等を検討する必要がある。

また、山砂利採取という大規模な自然改変が長期間にわたり行われていることが将来にわたる地下水への不安感につながっていると考えられる。城陽市におい

ては、平成19年5月に「東部丘陵地整備計画」を策定し、山砂利採取跡地の基盤整備や土地利用を促進するための計画を示しているが、住民の不安感を払拭するためには、地下水、環境の保全を含む総合的で具体的な地域計画を住民にわかりやすく示し、理解を得ることが重要である。

再生土問題に係る主な経過について

時 期	主 体	概 要
H17. 5. 28～6. 17	京都府	別件の京田辺市田辺茂ヶ谷地内に再生土と称する建設汚泥処理物が平成16年3月から6月にかけ不法投棄された事案に関連して日本興産(株)が府に対して提起した廃棄物不該当確認請求訴訟の中で、平成16年3月～平成17年5月にかけて城陽市山砂利採取跡地にも再生土が搬入されたことを認知
H17. 6. 3～18. 1. 24	京都府	廃棄物処理法に基づく山砂利業者等への報告徴収、立入検査
H17. 10. 18～11. 6	京都府	土質検査、土壤検査(5事業所、7箇所から検体採取検体)を実施
H17. 11頃	京都府	報告徴収、立入検査等の結果、この頃までに、再生土が通常の残土処分費相当額を受領した上で搬入されていたことが判明
H17. 11. 1～11. 30	京都府	土質検査の結果判明 → 総じて泥状を呈していない。
H17. 12	京都府	再生土を産廃と認定してよいか、環境省に疑義照会
H17. 12月下旬	京都府	土壤検査の結果判明 → 基準を超える有害物質は検出されず。(ただし、高アルカリ)
H18. 1. 18	京都府	再生土のアルカリ性の影響等に係る専門家から意見聴取
H18. 4. 3 ↓ 京都府	環境省 京都府	環境省から疑義照会の回答(回答:城陽山砂利採取跡地に搬入された再生土のうち、京田辺市事案と同時期に搬入された、少なくとも3事業者約3,000台分は、産廃と認定できる。)
H18. 4. 10	京都府	再生土のアルカリ性の影響等に係る専門家からの意見聴取
H18. 5. 19	京都府	5事業者に搬入された10t+ダンプ約16,300台分のうち、3事業者の約3,000台分については産廃と判断した上で、日本興産(株)を廃棄物処理法(委託基準)違反で告発、併せて、城陽山砂利採取跡地に搬入された全ての再生土(5事業者約16,300台分)について、覆土による安全対策を講じさせる旨表明
H18. 6. 20	城陽市	城陽市議会において、再生土の撤去を関係者に求める決議案が全会一致で可決
H18. 11. 13～11. 22	城陽市	城陽市独自の土壤検査(44箇所の掘削、10箇所のボーリングによる検体採取)の実施
H18. 12. 7	城陽市	土壤検査結果を専門家に示し公式見解を確認
H18. 12. 12	城陽市	京都府へ、土壤検査結果データを連絡 → 基準を超える有害物質は検出されず
H19. 1. 15	城陽市	城陽市から京都府に、覆土の措置が妥当である旨回答
H19. 1. 11～18	京都府	各事業者に対する現地での施工計画の確認(城陽市立会)
H19. 1. 23	京都府	覆土の施工に当たり、再度専門家からの意見聴取

H19. 2. 2	京都府 城陽市	府議会関係者に対して、覆土の施工をさせる旨報告 市議会議員へ、府が覆土の施工をさせる旨報告
H19. 2. 6	城陽市	市議会各会派代表幹事会において、覆土の施工につき説明
H19. 2. 7	京都府	山城広域振興局において覆土の経過等について記者レク
H19. 2. 9	京都府	覆土の凍結、検証委員会の設置を城陽市に提案
H19. 2. 23	城陽市	検証委員会の設置を了承
H19. 3. 2	京都府 城陽市	検証委員会を設置
H19. 5. 11	検察庁	廃棄物処理法（委託基準）違反で告発していた日本興産株が不起訴（起訴猶予）処分

検査の概要

項目	土壌調査（京都府実施分）	土壌調査（城陽市実施分）	調整池水質検査結果
検査の目的	有害な産業廃棄物に該当するか否かを確認	再生土が周辺環境に影響を与えるおそれがあるか否かを確認	再生土が周辺調整池の水質に影響を与えているか否かを確認
検体採取方法	直接掘削で7検体を採取	直接掘削で21検体を採取 ボーリング調査で10検体を採取	再生土が搬入された場所の直近の調整池5か所で採水
検体採取時期	平成17年11月	直接掘削：平成17年6月～18年11月 ボーリング調査：平成18年11月	平成18年9月
検査項目	有害な産業廃棄物の判定基準に定める24項目 土壌環境基準が定められているふつ素、ほう素及びpH	土壌環境基準に定める26項目及びpH	有害物質に係る水質環境基準に定める26項目及びpH
検査方法	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法 J I S K 0102	土壌環境基準に定める方法	水質環境基準に定める方法
検査結果	有害物質：すべて基準以下 pH：11.0～12.0	有害物質：すべて基準以下 pH：9.7～11.9	有害物質：すべて基準以下 pH：6.7～7.7（平成19年4.5月の検査では、6.5～7.7）

城陽山砂利採取地関係の地下水質調査について

名称	地下水モニタリング調査	汚染原因調査	民間井戸水水質検査
実施主体	(財) 城陽山砂利採取地整備公社	(財) 城陽山砂利採取地整備公社 土壤・水質の保全に係る審議会(公社設置)	城陽市
調査目的	埋戻事業の周辺地下水への影響を事前に把握するため、地下水位の挙動及び水質等を継続して調査する。	環境基準を超えるひ素、水銀が検出される原因を究明するため、必要な調査を行う。	環境基準を超えるひ素、水銀が検出されたことから、青谷地域住民の不安解消を図るために、井戸水の水質検査を実施する。
調査対象	山砂利採取地内の事業者設置井戸6か所、公社設置井戸3か所	①土質調査(ボーリング調査)：水銀が検出されている井戸の周辺1か所 ②段階的揚水試験調査：ひ素が検出されている2か所中1か所の井戸	①青谷地域の井戸のうち、検査希望のあった140か所 ②全市域を対象とし、検査希望のあった121か所
調査項目	ひ素、総水銀、pH、COD、電気伝導度、硫酸イオン、塩素イオン、全窒素、ケイ酸、Mg、Na、K、Ca等	①総水銀、アルキル水銀 ②ひ素、Fe、Mg、Al、pH、COD、電気伝導度	ひ素、総水銀
調査頻度	ひ素、水銀検出井戸は1回／月(当該項目) 他の事業者設置井戸は2回／年 公社設置井戸は4回／年	①1回 ②1回	各1回
実施時期	平成15年度から	①平成19年3月1～8日(ボーリング) ②平成19年3月2日(採水)	①平成19年4月26日～5月21日(採水) ②平成19年8月6日～9月4日(採水)
調査結果の概要	2か所の井戸からひ素、1か所の井戸から水銀が地下水環境基準を超えて検出されている。	①土壤から水銀類は検出されなかった。 ②深層地下水の影響が増えることにより、ひ素濃度が低下した。	ひ素は261か所すべてで検出されなかった。総水銀は259か所で検出されず、各1か所で地下水環境基準を超えて検出された。
今後の対応	モニタリングを継続する。	①周辺地域の土質調査の実施、地下水モニタリング調査の継続等により、総合的に原因究明を進める。 ②降水量、地下水利用実態との関係、ボーリング調査等の調査を進める。	原因究明の調査等の取組を進めていく。

覆土の行政指導に至るまでの法的検証について

□ 論 点

1 産業廃棄物であるとの判断について

山砂利採取跡地に搬入された再生土(搬入量16万t／10tダンプトラック約16,300台分)のうち、平成16年3月頃から同年6月末頃までの間に搬入された3事業者の事業地内の約3,000台分を産業廃棄物と判断。

(理 由)

- ① 関係者に対する報告徴収、立入検査で判明した物の性状、排出の状況、通常の取扱い形態、取引価値の有無、占有者の意思に基づき総合的に判断。
- ② 環境省に疑義照会を行ったところ、本府の判断でよいとの回答。

2 措置命令の発出について

産業廃棄物として判断した約3,000台分について、撤去の措置命令については発出できないと判断。

(理 由)

措置命令の発出要件は、生活環境保全上支障*が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときであるが、以下の理由により、措置命令は発出できないと判断

- ① 搬入された再生土からは、土壤環境基準**を超える有害物質が検出されなかつたこと
- ② 搬入された再生土は堰堤等に施工されており、崩落のおそれではなく、広大な敷地内で、周辺に人家等ではなく、一般人が立ち入ることもできないこと

<参 考>

* 生活環境保全上の支障：人の生活に密接な関係がある環境に何らかの支障が現実に生じ、又は通常人をしてそのおそれがあると思わせるに相当な状態が生ずること

** 土壤環境基準：人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準

3 覆土の行政指導について

専門家の意見を踏まえ、搬入された約16,300台分全てについて高アルカリ対策としての覆土（厚さ1mの覆土と転圧）の措置を山砂利採取事業者に指導。

(理 由)

環境工学、土壤学、土木工学の専門家の「直ちには問題はないが、念のため、覆土の措置を行うことによって、アルカリの地下浸透を防止できる。」との意見を踏まえ、安全性に十分配意して覆土を指導。

城陽山砂利採取地における埋戻しの手続き等について

□ 事業実施体制等（平成17年度まで）

主 体	事業目的・内容	埋 戻 材
(財) 城陽山砂利採取地整備公社 (京都府・城陽市・近畿砂利協同組合で構成)	東部丘陵地整備計画に基づく計画的な埋戻し、整備等（埋戻し作業は個々の山砂利採取業者が実施）	公共事業から発生する建設発生土（公共残土）
山砂利採取業者	砂利採取に付随した急崖地の復旧	民間事業から発生する建設発生土（民間残土）

* 平成18年度以降、民間残土についても公社が一元的に管理

□ 手続き及び検査・監視体制

区 分	内 容	備 考
条例による手続き等	土地の埋立て（面積500m ² 以上かつ土量500m ³ 以上）の許可申請 * [事前土壤分析検査] ↓ 許可又は不許可（市長） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 報告徴収、立入検査 改善勧告、改善命令、許可の取消、中止命令、原状回復命令、違反事実の公表等 </div> ↓ 中止又は完了届出 * 公共性のある事業で市長と協議の整ったものは適用除外	民間残土は17年度まで適用
公社管理運営規程による手続き等	事前分析検査（残土発生工事現場での土壤検査） ↓ 受入契約 ↓ 搬入（送付伝票、車両ステッカー） 監視員による搬入時の目視検査 土壤のフォローアップ検査 抽取検査（2回／年） * 定期検査（1回／月） * 中間検査（1回／年） * ⑯～分析項目9項目→26項目	公共残土は従来から適用 民間残土は18年度から適用
監視体制等	関係機関による合同パトロール等 公社及び城陽市による独自監視	

参考資料1 委員名簿

【委 員】

楠見 晴重	地盤工学	関西大学環境都市工学部教授
寺島 泰	環境工学	京都大学名誉教授
中室 克彦	水環境	摂南大学薬学部教授
見上 崇洋	行政法	立命館大学政策科学研究所教授
水野 武夫（委員長）	環境法	弁護士（立命館大学法学研究所教授）
森澤 真輔	環境リスク工学	京都大学工学研究科教授
山田 優	土木工学	大阪市立大学名誉教授
横山 卓雄	土壤・地質学	同志社大学名誉教授
藤城 進（第1回） 山内 修一（第2回～）	行政	京都府企画環境部長
木村 幸人	行政	京都府山城広域振興局企画総務部長
栗栖 俊次	行政	城陽市副市長

【オブザーバー】

- ・財団法人城陽山砂利採取地整備公社
- ・環境省近畿地方環境事務所

【事務局】

- ・京都府企画環境部、山城広域振興局
- ・城陽市

参考資料2 委員会開催状況

時 期	種 別	内 容
3月28日	第1回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・事案の概要及び経過について ・土壤検査結果について ・水質検査結果について
4月25日	第2回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・現地調査 ・暫定措置の実施について ・土壤、水質検査結果について ・城陽市の上水道事業について ・今後、産業廃棄物を搬入させないための対策について
6月1日	第3回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・暫定措置の実施状況について ・再生土に係る検査結果等に関する科学的評価について ・覆土の行政指導に至るまでの法的検証について ・建設発生土の検査体制について
7月23日	第4回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・再生土に係る対策について ・産業廃棄物を搬入させないための対策について ・上下水道への影響に係る市民の不安に対する方策について
8月29日	第5回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意見ヒアリング（事前申出者4名、一般傍聴者3名、合計7名） ・産業廃棄物を搬入させないための対策について ・地下水への影響に係る市民の不安に対する方策について
10月19日	第6回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・再生土に係る対策について ・産業廃棄物を搬入させないための対策について ・地下水への影響に係る市民の不安に対する方策について
12月26日	第7回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物を搬入させないための対策について
1月28日	第8回委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書とりまとめ